

福岡市立西部地域小・中学校特別教室空調整備PFI事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

No	資料名	タイトル	頁	項目			内容	回答案
1	入札説明書	II 事業の概要	2	II	3		『・・・特別教室376教室(以下「対象教室」という。)(予定)・・・』とありますが、対象教室数が増減した場合、別途増減契約を行うのでしょうか。	維持管理期間において、小・中学校の統廃合、改修・改築工事等により、対象教室数が減少した場合は、事業契約書(案)第59条によるサービス対価の見直し、及び事業契約書(案)第72条による契約の一部解除を行います。なお、対象教室数の増加は想定しておりません。 また、設計及び施工において、対象教室数の変更はありません。
2	入札説明書	II 事業の概要	4	II	6	(1)	交付金の一括支払い部分が減少し、金融機関からの資金調達額が増額した場合、その変更に伴う割賦手数料の変更分を事業者が提案した金利を用いて計算し、貴市が負担する。また、その他追加金融コストが発生する場合は別途貴市と協議するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	基本協定書(案)	事業予定者の設立	6	8	(10)		設置が求められているのは監査役のみならず、要求水準P28に記載の通り、会計監査人及び監査役という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 基本協定書(案)第8条第1項第10号を修正します。
4	事業契約書(案)	市による契約解除	30	69	3	(2) イ	設計・施工等のサービス対価は提供済のサービスに伴う対価につき、引渡し後の契約解除の場合において、契約不適合責任による場合を除いて支払を留保せず、かつ控除することなく支払をお願いします。	市は、事業契約の各規定に基づき、定められた支払金額を、定められた支払方法により支払います。
5	事業契約書(案)	市による契約解除	30	69	4	(2) イ	設計・施工等のサービス対価は提供済のサービスに伴う対価につき、引渡し後の契約解除の場合において、契約不適合責任による場合を除いて支払を留保せず、かつ控除することなく支払をお願いします。	No4の回答を参照してください。
6	事業契約書(案)	事業者による契約解除	36	71	3	(2) イ	設計・施工等のサービス対価は提供済のサービスに伴う対価につき、引渡し後の契約解除の場合において、契約不適合責任による場合を除いて支払を留保せず、かつ控除することなく支払をお願いします。	No4の回答を参照してください。
7	事業契約書(案)	事業者による契約解除	37	71	4	(2) イ	設計・施工等のサービス対価は提供済のサービスに伴う対価につき、引渡し後の契約解除の場合において、契約不適合責任による場合を除いて支払を留保せず、かつ控除することなく支払をお願いします。	No4の回答を参照してください。
8	事業契約書(案)	小・中学校の統合等に伴う一部解除	38	72	2	(1)	設計・施工等のサービス対価は提供済のサービスに伴う対価につき、引渡し後の契約解除の場合において、契約不適合責任による場合を除いて支払を留保せず、かつ控除することなく支払をお願いします。	No4の回答を参照してください。
9	事業契約書(案)	小・中学校の統合等に伴う一部解除	38	72	2	(2)	一部解除となった場合、減額となるのは維持管理のサービス対価のうちの維持管理業務費に係る部分のみで、その他諸経費(SPC運営費他)は減額の対象ではないという理解でよろしいでしょうか。なお、その他諸経費は学校ごとの金額計算は難しく、全校合計のみ記載する予定です。また、74条第5項も同様です。	一部解除の対象となった空調設備の維持管理業務にかかる経費と、それに付随する経費の未履行部分について、市は維持管理サービス対価の支払いを免れます。なお、当該付随する経費については、事業者との協議により決定します。 また、事業契約書(案)第74条第5項も同様です。
10	事業契約書(案)	金融機関との協議	46	91			実務上、直接協定書と融資関連契約を同日付で締結するケースも多いのですが、同日契約は可能な理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	事業契約書(案)	金融機関との協議	46	91			直接協定書の内容は融資関連契約とも関連するため、事業者確定後に合理的な範囲で変更等の柔軟な対応をお願いします。	事業契約書(案)別紙16に定める直接協定書(案)については、原案の形式及び内容を原則とし、融資機関からの変更の協議には応じます。
12	事業契約書(案)	サービス対価の減額	68	別紙10	5	(5) ①	設計・施工等のサービス対価は提供済のサービスに伴う対価につき、契約不適合責任による場合を除いて減額しないようにお願いします。	No4の回答を参照してください。

No	資料名	タイトル	頁	項目	内容	回答案
13	事業契約書 (案)	直接協定書(案)	91	別紙 16	直接協定書にエージェントに関する記載がございますが、複数銀行によるシンジケートローンでない限り、貸付人の代理人たるエージェントを設置する必要はないことから、エージェントを設置しない建付も許容下さい。	個別の状況により、対応します。
14	—	現地見学会			本事業の対象教室で、すでに空調整備された対象教室があります。どのような扱いになるのでしょうか。	既に対象教室に設置している空調設備は、一時的に設置しているものであり、本事業により空調設備を整備するまでに撤去します。
15	—	現地見学会			本事業の対象校で、屋外(1階以外)に機械基礎(将来用と思われる)がある対象校があります。その機械基礎上に室外機設置を計画してもよろしいのでしょうか。	既存の機械基礎上の室外機設置は認められません。
16	—	現地見学会			児童生徒の生活環境(登下校動線等)に悪影響を及ぼさない為に、駐車場に室外機置場を計画してもよろしいのでしょうか。	学校教育環境及び学校周辺環境への影響に配慮した上で、学校運営に支障を来さない場合は、駐車場に室外機を設置することも可能です。 【東部】No5の回答も参照してください。